

	目次	高遠の目標に向かって手を握り合って 進みましょう 会長 石山 禎宣…… 1
	技術士試験(第一次) 受験地札幌に決定…… 2 技術士センター理事会経過…………… 3 ● 昭和41年度技術士本試験結果について…… 4 望まれる技術士像——中小企業と技術士の役割—— 日本中小企業指導センター-理事 館 賢三…… 8 技術士センター事務局日記…………… 10 事務局より…………… 12	
北海道技術士センター 昭和42年4月発行		

高遠の目標に向かって 手を握り合って進みましょう

会長 石山 禎宣

昭和41年1月29日皆様の総意によつて北海道技術士センターが創立されたときの感激が、今でも思いが新たにされます。

5月28日日本技術士総会に於いて北海道支部開設が決議され、昭和42年2月22日大蔵省予算案審議について札幌に於いて昭和42年8月23日・24日に亘る技術士筆記試験実施予算の決定を受け、北海道は技術士制度の組織の一員に加わる事が出来る様になりました。皆様の熱意の結果により実つた御同慶に堪えない次第で、共に喜びを分かちあいたいと存じます。

組織が出来まして技術士活動の礎石が置かれた以上これからこの礎石に続いて、つるぎない土台石を皆様の御協力によつてしつかりと据えられ、順次技術士活動の実績を積み上げ、北海道の技術開拓の支柱をしつかりとたて、また肉付けして行くことが、私共技術士に課せられた使命であると存じます。

技術士制度に相当する欧米先輩諸国の制度は長い年月をかけて順次改善され今日に至つていと聞いています。

我国でも技術士制度が発足したのが昭和26年でその当時は社団法人で、昭和32年5月社団法人日本技術士会を解散し、制定された技術士法に改善されました。第1回の試験以来前歴により特別扱いを考えないで希望者は全部同じ条件のもとに受験することとなり、合格して科学技術庁に登録した人にかぎり技術士の名称を与えられ、希望者は総て日本技術士会員になる法律になつています。

この法律は、

(目的)

第1条 この法律は、技術士の資格を定め、その業務の適性を図り、もつて科学技術の向上と国民経済の発展とに資することを目的とする。

となっています。私たちはこの目的を見失わない様、互いに協力し勇気と忍耐を以つて、努力すべきであると存じます。

然し、この法律の担当官庁は科学技術庁であり、技術士施行規則第9条に技術士部門は「16」に分け第10条にはその科目を「37」に分けていて政治区分の各省に亘る広範な専門内容をもつているので、現在の政治機構では科学技術庁にて技術士法を一括して職業法に法律を改正することは、不可能の状態にありますので、技術士審議会に於いても、この解決を多年にわたり審議を重ねて参りましたが、中々技術士の各位に納得のゆくような結論が出ていません。

然し、この問題は技術士各位が、技術士法を忠実に研究し、充分活動出来得る様な、具体的な改正原案を作る様御協力を御願ひします。

技術士の中には活潑に活動し、社会より信頼されて居られる方が、増加しつつあり、この事実が技術士に対する興味を持つ企業経営者が増加しつつあることは事実であります。

希望と忍耐を以つて科学的奉仕のため、お互いに励まし合い共通の点については一致手を握り合つて前向きに進んで頂きたいと存じます。